

京丹後市立網野中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは生徒の心と体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。

いじめは「どの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての生徒が安心して生活し、共に学び合い、いじめに向かわせないための教育環境づくりを家庭及び地域社会の協力も得て、全ての教職員で進めなければならない。

そのために、学校は良好な友人関係や教師との信頼関係の中で、分かる授業づくりや一人一人が生かされ活躍できる学級づくり、学校づくりに取り組むことが大切である。このことは生徒の集団の一員としての自覚や自信がはぐくまれ、互いを認め合う人間関係・学校風土の構築につながることを期待できる。

未然防止のための取組が成果を上げるためには、日常的に生徒の実態を把握し、定期的なアンケート調査などの検証を通して、改善や新たな取組の必要性について定期的に検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続することが重要である。

本校では、京丹後市・家庭その他関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を、京丹後市教育委員会の「指導の重点」、並びに「学校教育指導の重点 推進上の留意点」も踏まえ、総合的かつ効果的に推進するため、京丹後市立網野中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

なお、京丹後市版「いじめ指導の手引き」も「基本方針」を推進するために積極的に活用する。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家等を加える。
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・各学年主任・養護教諭
- 3 「いじめ対策委員会」は毎週金曜日に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - (2) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - (3) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

- (4) いじめに係る情報を得た際の情報の迅速な共有、事実関係等の把握、いじめであるか否かの判断
- (5) いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針及び保護者との連携等組織的対応の決定
- (6) 学校基本方針に基づき取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (7) 年に複数回、いじめ防止等に係る校内研修の企画・実施
- (8) 学校基本方針が適切に機能しているかの点検や見直し（P D C Aサイクルの実行）

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がP T A等と一体となって継続的に取組を行う。

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ・肯定的な評価を大切にする授業づくり
 - ・少人数授業の推進
 - ・他者とつながり学びを追求するペア学習やグループ学習の充実
 - ・言語活動の充実
 - ・定期的な授業評価の実施と活用
 - ・授業研究の推進
 - ・ベル着の徹底
 - ・教室環境の整備
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ・行事等を活用し生徒指導の4つの視点が生かされた学校・学級づくり
 - ・就学前から10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進
 - ・異年齢集団による各種行事、取組の実施
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - ・道徳教育、人権教育の推進
 - ・体験活動、地域学習、読書活動の推進
 - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ・学級活動、学年集会、全校集会など特別活動の活用
 - ・人権週間、旬間での実施
- (5) いじめについて、生徒の主体的な活動の推進
 - ・生徒会活動、各種委員会活動、学級活動の充実

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・校内研修の実施（年間2回程度）
- ・公的な校外研修等の有効な活用

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように見守る。その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないように適切に対処する。

また、生徒自らのSOS発信が生徒にとって多大な勇気を有するものであることを全教職員で共通理解し、対応を図ることを重視するとともに、何よりも生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係を構築する。保護者も相談しやすい体制を整える。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全生徒を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施

- ・アンケート調査：6月、11月、2月
- ・聞き取り調査：6月、11月、2月（※アンケート直後に実施する。）

(3) 相談体制の整備と周知

- ・年2回教育相談週間を実施する。（6月、11月…二者面談）
- ・スクールカウンセラー等と情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめを発見し、または相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、学校の組織的な対応につなげていく。いじめに係る報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反する

ことを全教職員で確認する。

被害生徒の生命、身体の尊重を第一に考えて生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、加害生徒が意図せず被害生徒の心身を傷つけてしまうような場合も、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策委員会に情報提供し、ただし「いじめ」という言葉は使わず指導するなどの柔軟対応を行う。

これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) 対応の基本的な流れ

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、京丹後市教育委員会に報告する。
- ・いじめられた生徒への指導と支援、並びにその保護者への支援を行う。
- ・いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに京丹後市教育委員会に報告、協議するとともに警察等との連携を図る。
- ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) 被害生徒・加害生徒以外の生徒への指導

- ・いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように始動する。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめを加担する行為であることを十分に理解させる。

4 いじめの解消の条件と対応及び継続的な指導

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続し

ていること。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ・教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過したうえで判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) いじめ解消後の継続的な指導

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のための日常的な取組について検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出しことができる取組を推進する。

5 インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

(1) 教職員の理解の促進、認識の向上

- ・インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害生徒が苦しみ続ける性質を持つことなどを理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高める。そのための研修を適宜実施する。

(2) 生徒の理解の促進、認識の向上

- ・生徒に対して、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。そのために日々の生徒指導、人権教育、道徳教育を充実させる。

(3) 生徒への指導、保護者に対する啓発

- ・インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

第5 重大事態への対処

1 重大事態発生の報告と基本的な考え方

(1) 重大事態

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒の自殺企図、身体・金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）
- ・いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして取り扱う。

(2) 対応の基本的な考え方

- ・いじめの重大事態については、京丹後市の基本方針、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。
- ・いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

2 重大事態の調査

(1) 調査主体の決定

- ・重大事態が発生した場合、その調査を行う主体、調査組織等、教育委員会の迅速かつ的確な判断により決定する。いじめ対策委員会を母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設ける。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるための当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

（明確にすべき事実関係）

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか

学校・教職員がどのように対応したか …など

- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供
 - ・当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。
- (4) 調査結果の報告
 - ・重大事態の調査結果については、京丹後市教育委員会に報告する。
 - ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。
- (5) 留意事項
 - ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
 - ・被害を受けた生徒の尊厳の保持や、重大事態は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特に留意する。

第6 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 京丹後市立網野中学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・いじめ防止等に関わる研修会の実施
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を学校だより・ホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

- (1) 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告するとともに問題解決に向けて助言指導等の支援を受けることが必要である。
- (2) 解決が困難な事案が発生した際には、教育委員会に協力を求め、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

第7 その他

- 1 いじめの重大事態への対応など、いじめ防止等の推進する上で、「京丹後市いじめ防止等基本方針」を参考とする。
- 2 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。